

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月26日

【会社名】 株式会社ファステップス

【英訳名】 Fasteps Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 川嶋 誠

【本店の所在の場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番4号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村山 雅経

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番4号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村山 雅経

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（以下、「改正会社法」という。）により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の追加並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部について変更を行うものであります。

現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。

その他、条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役として、川嶋誠、村山雅経、石橋雄一、高橋秀行を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松山昌司、堤田健二、山田奨を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、清水努を選任する。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額100百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額100百万円以内とする。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額100百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	15,986	454	0	(注) 1	可決 97.24
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件					
川嶋 誠	15,978	462	0	(注) 2	可決 97.19
村山 雅経	15,978	462	0		可決 97.19
石橋 雄一	15,978	462	0		可決 97.19
高橋 秀行	15,973	467	0		可決 97.16
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
松山 昌司	15,983	457	0	(注) 2	可決 97.22
堤田 健二	15,983	457	0		可決 97.22
山田 奨	15,983	457	0		可決 97.22
第4号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 2	
清水 努	15,985	455	0		可決 97.23
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 設定の件	15,849	591	0	(注) 3	可決 96.41
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	15,959	481	0	(注) 3	可決 97.07

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。